

認定事例

(災害補償課)

泥あげ作業により熱中症になった後発症した精神疾患 (公務外)

1 災害を受けた者

A県B市消防団 団員(26歳)

2 職業

会社員

3 災害発生日

平成25年8月11日

4 傷病名

パニック障害・不安障害

5 災害発生状況

豪雨により土砂が堆積した貯水槽排水路の泥あげ作業を午前8時より実施。午前11時過ぎに気分不良で動けなくなり、救急搬送先で熱中症、脱水症と診断され処置。その数日後に体調不良が継続しているため病院を受診。そこから紹介された病院において、パニック障害・不安障害と診断された。

6 発症前の公務従事状況

熱中症を発症した日以外には、演習、巡回等に従事。その際特に異常な出来事に遭遇した等の記載なし。

【説明】

うつ病等の精神疾患等を「公務と相当因果関係を持って発生したことが明らかな疾病」として取り扱うためには、精神疾患の発症前に公務遂行上の諸事象の重責により、当該疾患の発症原因とするに足る過重負荷を受けていたと医学的に認められることが必要であるとされている。

そのための要件について、労働者災害補償保険制度の例によると、次に掲げるとおり考えることができる。

- ①国際疾病分類第10回修正版(以下「ICD-10」という。)第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害(器質性のもの

及び有害物質に起因するものを除く。)であって、主としてF2からF4に分類される精神障害を発病していること。

- ②当該精神障害の発病前おおむね6か月の間に、公務による強い心理的負荷が認められること。

- ③公務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと。

これらを本件にあてはめると、パニック障害・不安障害については、F4「神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害」に該当するものであり、前述の労災において業務に関連して発病する可能性のある精神障害に含まれているものであることから、この発病が公務による強い心理的負荷によるものであって、公務以外の要因が否定される場合には公務上の災害として扱うことになる。

そこで、発症前6か月の出来事に、パニック障害等を発症しうるような強い心理的負荷があったか否かという点をみても、生死にかかわるような心理的負荷が極度のものは見当たらず、その公務従事の頻度や内容等からいって極度の長時間労働にもあたらない。熱中症の後に発病しているが、その熱中症の治療自体はその日のうちに終了している等、熱中症によって強い心理的負荷があるものとは考え難く、単に時系列的に熱中症の後に発症したと言えるのみであって、熱中症とパニック障害等の発病に因果関係があるということとはできない。

以上のことから、発症前おおむね6か月の間に、公務による強い心理的負荷が認められないことから、本件発症は公務上の災害には該当しないものと判断した。